

## 川越・東松山民商 春の運動ニュース 2/2 NO.3

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

### 消費税・インボイス制度を中止させよう!

#### —春の運動決起集会行う—

1月最後の日曜日の30日、川越・東松山民主商工会は春の決起集会と統一行動を行いました。午前中は川越地域にて役員・事務局4名が行動に参加しました。

各支部の名簿を見ながら新会員を中心に、民商の事務所から電話をかけて会員・読者への紹介を訴えました。

役員も名簿を見ながら「新しい人がだいぶ増えたね。電話だけでなく訪問もして、お互いに顔見知りになって紹介をしてもらおう」と意見を出し合いました。

また電話での対話の中でも「すぐに紹介がなくても、支援金申請を考えている人や確定申告で悩んでいる人がいたら民商へ声掛けを」と訴えました。

午前中の行動で、読者1名、会員1名を拡大しました。どちらも民商の仲間からの紹介でした。



#### 春の運動成功のため、会員の皆さんへお願い

全会員参加で仲間づくりの大運動を展開し、春の運動を大きく成功させましょう。そのために積極的な参加をお願いいたします。

- 一、商工新聞読者、会員の拡大運動にとりくみます。まわりの仲間を紹介してください。
- 一、自主計算、所得税・消費税の申告書作成の班会を行っています。必ず支部の班会に参加してください。
- 一、チラシ配布、看板張り、宣伝カーの運行などの宣伝行動にご協力ください。
- 一、3つの署名「消費税率を5%に引き下げ複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める請願」、「憲法改悪を許さない全国署名」、「マイナンバー制度の中止・廃止を求める請願」の署名を班会に持ち寄り、お知り合いにも広めてください。
- 一、自治体へ、中小業者の要望をするため実態調査アンケートにご協力ください
- 一、大増税に反対し、まともな税制を求めるため「3.13 重税反対統一行動」（3月11日 金曜日、集団申告）を全会員参加で成功させましょう。

### 事業復活支援金の申請がスタートしました

1/31 から、事業復活支援金の申請が始まりました。売上 30%以上～50%未満減、売上 50%以上減で支援金が受け取れます。コロナの影響での売上減少が対象なので、全ての業者が対象です。申請方法は、電子申請のみとなります。

最大で個人事業主 50 万、法人 250 万です。

比較対象月は、①2018年11月～2019年3月 ②2019年11月～2020年3月③2020年11月～2021年3月と比べて、2021年11月～2022年3月のどこかの月が売上減少していれば申請可能となります。「過去3年との比較」になりました。

個人白色申告は、年の平均売上との比較になります。

添付書類は、申請期間によっては3年分の申告書が必要になります。

税理士等の事前確認については、月次支援金・一時支援金の時に確認済みの方は再度事前確認をする必要はありません。

春の班会で、3/11の集団申告まで、事務局2名ともほぼ毎日、事務所を不在にしますので、支援金申請相談は3月以降とさせていただきます。よろしくお願いします。

事業収入[万円]							
年	1月	2月	3月	...	11月	12月	年間
2018年	合計230万円			...	40(平均)	40(平均)	480
2019年	50(平均)	50(平均)	50(平均)	...	50(平均)	50(平均)	600
2020年	50(平均)	50(平均)	50(平均)	...	50(平均)	50(平均)	600
2021年	40(平均)	40(平均)	40(平均)	...	40(平均)	40(平均)	480
2022年	20	-	-	...	-	-	-

（個人白色申告の場合）

### 2/14まで申請期限延長 川越市 事業継続支援金【第2弾】 6万円

1/31 までだった川越市 6 万円の申請期限が、2/14 まで延長されました。まだ申請していない方は、申請していきましょう。

【概要】①R3年4～12月のどこか1か月の売上が、②R2年4～12月、R1年4～12月の同月と比べて、③15%以上減少していること。

★県の飲食店協力を貰っている飲食店も申請出来ます。

★本社や自宅が他市、営業所・事務所・店が川越市内にある場合も申請出来ます。

★一昨年の10万円支援金、昨年の【第1弾】6万円支援金を貰っている方は、申請添付書類が緩和されます。

### 2/28まで申請期限延長 鶴ヶ島市 10円感染対策事業者支援金 10万円

1/31 までだった鶴ヶ島市 10 万円の申請期限が、2/28 まで延長されました。まだ申請していない方は、申請していきましょう。

【概要】①R3年7～9月のどこか1か月の売上が、②R2年7～9月、R1年7～9月の同月と比べて、③1円でも減少していること。

★月次支援金、県飲食店協力をなどを申請している方は、申請不可。

★2/28 必着ですので、書面申請の方は気をつけて下さい。

編集後記 春の班会が連日開催されています。新型コロナの変異株が猛威を振っています。身近な人も感染したという話も出てくる今日この頃。3/11の集団申告まで、事務局2名ともほぼ毎日、班会会場（公民館）に出かけています。感染対策をお互いにしっかりと気をつけ、相談に対応していきます。皆様のご協力、よろしくお願いします。